

(質問)

無所属の神原宏一郎です。

市議案第81号豊中市を応援するための寄付条例の設定について、市議案第83号市民公営活動基金積立条例の設定について、市議案第84号豊中市まちづくり応援基金積立条例の設定について、これらの議案が付託される予定の常任委員会に所属しておりませんので質問させていただきます。

条例案それぞれの目的としては、豊中市に共感をもち、応援しようとする個人・団体から広く寄付を募り、これを財源として市の事業を実施することにより、多様な人々に支えられるまちづくりを図る。既存の基金に加え、寄付できる項目を増やす。市は寄付を積極的に募る意思表示をする。寄付金の運用管理を明確にする。などがあるそうです。

まず伺いますが、施策全般にかかる事業(市長に用途を委ねられた寄付金で、項目に挙げられている事業以外の事業)に要する費用に充てるために今回新設を予定している『豊中市まちづくり応援基金』ですが、施策全般にかかる事業に要する費用に充てるための基金なら、既存の財政調整基金があり、そこに積み立てても良い気がするのですが、いかがでしょうか？財政調整基金とはこういった性質の違いがあるのでしょうか？

<答弁>

「豊中市を応援するための寄付条例」の基本的な考え方としましては、寄付を通じて豊中市を応援していただくため、予め事業を明示して寄付金を積極的に募り、いただいた寄付金を基金において適正に管理運用することにより、透明性を確保することとしております。

ご質問の「豊中市まちづくり応援基金」は、市の施策全般に係る事業への寄付金の受け皿として、特に、政策会議等で指定される重点事業を念頭に置きながら、一般財源や既存の基金とは区分して積み立て、その用途や管理運用について明確にするため、新設しようとするものでございます。

ご指摘の財政調整基金は、地方財政法におきまして設置が義務づけられているものでございまして、基金を処分することができますのは、財政の円滑な運営を行うため、経済事情の変動などの理由により財源不足が生じる場合等に限っております。また、年度間の財政調整機能を担っており、特定の事業に充当するものではありません。

したがって、積極的に募った寄付金を、財政調整基金の財源とすることは、「豊中市まちづくり応援基金積立条例」の趣旨になじまないものと考えております。

(質問)

寄付金の使途や運用管理を可能な限り明確にし、透明性を確保したいとの意図や財源不足の際の年度間の財政調整的な活用とは趣旨が異なるということで、既存の財政調整基金とは別に『豊中市まちづくり応援基金』を設置するという事は理解できました。それでは、例えば、今回新設予定の基金を含め、項目として挙げている基金の繰入運用に関してはどのようにお考えになられているのでしょうか？財政状況が厳しい中、財政調整基金が枯渇し、最近では特定目的基金からの繰入運用を毎年のように行っています。寄付できる項目を増やす、寄付金の使途や運用管理を明確にするとの目的で、寄付条例や基金積立条例を設定し、今後、市民から寄付を募って、頂いても、財政が厳しいということで、基金の繰入運用をされてしまうと、例え、同一年度内もしくは3年以内に償還されるとしても、寄付して下さった市民が求めるお金の使い方とは異なった形で使われてしまうことや、使途が不明になることがあるのではないのでしょうか？そういった事に関してはどうお考えになられているのでしょうか？

<答弁>

今回、新設を予定しております「市民公益活動基金」及び「豊中市まちづくり応援基金」は「ふるさと納税」制度をふまえ、積極的に寄付金を募り、ご指定のもとで積立金の原資とすることを前提にしております。

したがまして、寄付して下さる方の思いを尊重するという観点から、お尋ねにある「繰入運用」や「一時繰替」に関する規定は置かないこととしたところでございます。

なお、「豊中市を応援するための寄付条例」では、寄付金を管理運用するために、8つの基金を規定しておりますが、新設いたします「市民公益活動基金」及び「豊中市まちづくり応援基金」以外の基金につきましては、特定の目的を達成するために積み立ててきた経緯がございます。

お尋ねの点につきましては「繰入運用」等の規定について、その取扱いを一にすることは、現段階では困難ではございますが、ご寄付いただきました場合は「豊中市を応援するための寄付条例」の趣旨にそいながら、可能な限り寄付者のご意思を尊重して運用してまいりたいと存じますので、よろしく申し上げます。

(要望・意見)

寄付金を幅広く市民に募り、寄付する方にもより寄付しやすいように項目を増やす、寄付金の使途や管理運用を明確にするために今回の条例を設定するという事はよくわかりました。繰入運用に関しては、寄付して下さる方の思いを尊重するという観点から、新設を予定している「市民公益活動基金」及び「豊中市まちづくり応援基金」は「一時繰替」及び「繰入運用」を行うことができる規定は置かない(つまり、繰入運用は行わない)とのことでしたが、今後の話になるかとは思いますが、市民からの寄付が積み立てられる可能性のある他の項目の基金の繰入運用についてもどうし

ていくのか是非、検討して頂きたいと要望しておきます。また、今回のように寄付金の目的項目を増やすことは良いことだと思いますが、その一方で、かなり昔に設置され今日の市政や市民ニーズとあまりマッチしない基金についての再編成などについても、今回の条例設定後は是非とも検討して頂きたいと要望しておきます。